

「AS 番号割り当て、登録情報変更、返却申請手続きについて」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>6.2.1 計算基準日</p> <p>計算基準日は、4月1日 00:00 です。この時点で AS 番号の割り当てを<u>うけている</u>場合は、その年の4月1日から翌年3月31日における1年間の維持料を算出します。</p>	<p>6.2.1 計算基準日</p> <p>計算基準日は、4月1日 00:00 です。この時点で AS 番号の割り当てを<u>受けている</u>場合は、その年の4月1日から翌年3月31日における1年間の維持料を算出します。</p>
<p>6.2.2 請求書の送付</p> <p>4月に請求書を発行し、JPNIC のデータベースに登録されている<u>経理連絡担当者の[住所]、[組織名]、[部署]宛に郵送</u>します。</p>	<p>6.2.2 請求書の送付</p> <p>4月に請求書を発行し、JPNIC のデータベースに登録されている<u>経理担当者情報に基づき送付</u>します。</p>
<p>6.2.3 振込先と支払期日</p> <p>請求した維持料は、JPNIC の指定する口座へお振り込みください。期日は5月末日になります。振込手数料は<u>申請者</u>負担です。</p>	<p>6.2.3 振込先と支払期日</p> <p>請求した維持料は、JPNIC の指定する口座へお振り込みください。期日は5月末日になります。振込手数料は <u>AS 番号の割り当てを受けた組織</u>の負担です。</p>